

令和3年広島県夏の交通安全運動実施結果（各機関・団体）

広島県環境県民局県民活動課

運動の重点	実施内容
○子供と高齢者の安全な通行の確保	■県庁舎内へポスター、チラシを掲示
○高齢運転者の交通事故防止	■県庁舎内へポスター、チラシを掲示
○飲酒運転の根絶	■県庁舎内へポスター、チラシを掲示
○自転車の安全利用の推進	■県庁舎内へポスター、チラシを掲示
○その他	■広島県ホームページに実施要綱、チラシ等を掲載 ■広島県ツイッター、フェイスブック、日刊わしらに掲載 ■「ひろしまけん交通指導員だより第50号」に掲載 ■県政情報ラック（イズミ240部、福屋50部）へチラシを配架 ■開始式等については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

中国運輸局

運動の重点	実施内容
○子供と高齢者の安全な通行の確保	■JR西日本可部駅においては、ポスターの掲出により周知等を実施していたほか、職員が踏切において案内を行う等、安全確保のための運動を実施していた。また、沿線の幼稚園や老人ホームなどへ出向いて踏切事故防止の周知を計画していた。 ■広島高速交通(株)本社においては、駅内及び車両案内表示、車内放送、立て看板の掲出、本社での垂幕掲出等により、子供及び高齢者の事故防止について適切に取り組んでいた。 ■自動車運送事業者に対して、窓口や往訪時などを活用して、高齢の歩行者・電動車いす利用者及び自動車利用者の安全、乗合バス等における高齢の乗客の保護に配慮するよう指導した。
○高齢運転者の交通事故防止	■JR西日本可部駅においては、高齢者の事故防止についてポスターの掲出により利用者に対する周知等を実施していた。 ■広島高速交通(株)本社においては、駅内及び車両案内表示、車内放送、立て看板の掲出、本社での垂幕掲出等により高齢者の事故防止について適切に取り組んでいた。 ■職員に対し、交通安全意識の高揚を図り、高齢者の車両運転中における安全行動の促進をするよう呼びかけた。
○飲酒運転の根絶	■JR西日本可部駅においては、社用車使用時だけでなくプライベートの時間等も含め飲酒運転の根絶について注意喚起を実施していた。 ■広島高速交通(株)本社においては、乗務開始前の点呼時だけでなく、通勤時を含め飲酒運転の根絶について注意を喚起していた。 ■自動車運送事業者に対して、窓口や往訪時などを活用して、酒酔い・酒気帯び乗務に対する行政処分の周知を図るとともに、運行前及び運行終了後にアルコール検知器を利用した適切な点呼を行うよう指導した。 ■職員に対し、飲酒運転の根絶を呼びかけるとともに、運行前にアルコール検知器を利用した点呼を行った。
○自転車の安全利用の推進	■職員に対し、自転車利用時における交通ルールの遵守、交通マナーの実践を呼びかけた。
○その他	■JR西日本可部線及び広島高速交通(株)の列車へ添乗して乗務員の基本動作の励行状況について調査したところ、概ね良好であった。 ■自動車運送事業者への査察実施 2件（タクシー1件、貸切バス1件） ■貸切バス事業者の街頭指導の実施 4事業者 7両 ■貸切バス事業者講習会の実施 2回（18事業者） ■街頭車両件数 1回（42台） ■自動車整備事業者監査数 16事業所

広島労働局

運動の重点	実施内容
○子供と高齢者の安全な通行の確保	
○高齢運転者の交通事故防止	
○飲酒運転の根絶	
○自転車の安全利用の推進	
○その他	■職員への夏の交通安全運動の周知と安全運転への意識の喚起を実施した。 ■県内各労働基準監督署において自動車運転者を使用する事業場に対し労働時間等の改善のための基準を遵守するよう指導、啓発を行っている。

中国地方整備局 広島国道事務所

運動の重点	実施内容
○子供と高齢者の安全な通行の確保	■管内歩道整備事業の推進
○高齢運転者の交通事故防止	■サポカー補助金制度 チラシ掲示・配布
○飲酒運転の根絶	■職員へのコンプライアンス教育
○自転車の安全利用の推進	■自転車走行空間整備に関する事業調整, 施工調整等
○その他	■西条維持出張所管内における警察との合同特車取締実施 (7/13) ■呉国道出張所管内における警察との合同特車取締実施 (7/20) ■交通安全運動ポスターの所内掲示

広島県市長会・広島県町村会

運動の重点	実施内容
○子供と高齢者の安全な通行の確保	■事務局が入居する会館内にポスターを掲示し, 子供と高齢者の安全な通行の確保について啓発を行った。
○高齢運転者の交通事故防止	■事務局が入居する会館内にポスターを掲示し, 高齢運転者の交通事故防止について啓発を行った。
○飲酒運転の根絶	■事務局が入居する会館内にポスターを掲示し, 飲酒運転の根絶について啓発を行った。
○自転車の安全利用の推進	■事務局が入居する会館内にポスターを掲示し, 自転車の安全利用の推進について啓発を行った。
○その他	

広島市

運動の重点	実施内容
○子供と高齢者の安全な通行の確保	■各区役所の街頭啓発キャンペーンで子供や高齢者を始めとする歩行者の優先通行等と呼びかけた。
○高齢運転者の交通事故防止	■安佐北区では高齢者を対象とした交通安全教室を2回実施。反射テストで身体機能の低下を実感していただき, 安全運転を心がけるよう指導した。
○飲酒運転の根絶	■20日の「飲酒運転根絶の日」には, 市役所等の庁内放送で, 飲酒運転の根絶と呼びかけた。
○自転車の安全利用の推進	■中区本通りにおいて, 自転車マナーアップ・盗難防止キャンペーンを実施し, 自転車利用者のマナーアップ等と呼びかけた。
○その他	

広島県教育委員会

運動の重点	実施内容
○子供と高齢者の安全な通行の確保	■県内全ての学校へ運動ポスターを配付し, 交通安全運動の周知を図った。
○高齢運転者の交通事故防止	
○飲酒運転の根絶	
○自転車の安全利用の推進	■通知「夏季休業中における児童生徒の指導等生徒指導の充実について」の中で, 自転車安全利用五則及び中学生・高校生に対する自転車指導警告票の交付状況を周知し, 交通ルールの遵守の徹底を図るよう指導した。
○その他	■文部科学省通知「通学路における合同点検の実施について」を受け, 「通学路における合同点検等実施要領」に沿って, 通学路の合同点検等を実施するように, 市町教育委員会へ通知をした。

広島県警察本部交通部交通企画課

運動の重点	実施内容
○子供と高齢者の安全な通行の確保	<ul style="list-style-type: none"> ■各署において安全運動開始式の実施 ■通学路・生活道路において、可搬式速度違反自動取締装置を使用した速度取締り・信号機のない横断歩道における横断歩行者妨害の取締りを実施（広島南警察署）
○高齢運転者の交通事故防止	<ul style="list-style-type: none"> ■ショッピングモールの来客者に対し、反射材等の配布物を配布するキャンペーンを実施（世羅署） ■安全協会と連携し、俊敏性測定記を用いた体験型交通安全教育を実施（安佐北署）
○飲酒運転の根絶	<ul style="list-style-type: none"> ■飲酒運転、速度違反等重大交通事故に直結する悪質・危険な交通違反に対する指導取締りの強化 ■自動車学校関係者や安全協会とともに、「飲酒運転根絶」等の交通指導・チラシ等を配布（尾道署）
○自転車の安全利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■通勤・通学時間帯において、自転車利用者に対する交通ルールの遵守の徹底を図るための広報啓発及び現場指導を実施 ■高校生とともに自転車の安全利用等のチラシ及び交通安全グッズを配布（大竹署）
○その他	<ul style="list-style-type: none"> ■LEDビジョンに夏の交通安全運動の画像を表示し、広報啓発を実施（広島南警察署） ■高速道路の各SA・PAにおいて、交通安全啓発チラシ・グッズ（マスク、冷えピタシート等）を配布するキャンペーンを実施（高速隊16回・1,000セット）

広島県警察本部交通部交通規制課

運動の重点	実施内容
○子供と高齢者の安全な通行の確保	<ul style="list-style-type: none"> ■情報板を活用した広報の実施 「横断歩道 歩行者優先!」「子供と高齢者の事故防止」「早めのライト点灯」「上向きライトの活用」「歩行者 自転車に注意」
○高齢運転者の交通事故防止	<ul style="list-style-type: none"> ■情報板を活用した広報の実施 「横断歩道 歩行者優先!」「子供と高齢者の事故防止」「早めのライト点灯」「上向きライトの活用」「歩行者 自転車に注意」
○飲酒運転の根絶	<ul style="list-style-type: none"> ■情報板を活用した広報の実施 「飲酒運転の根絶」「飲酒運転 しない! させない!」
○自転車の安全利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■情報板を活用した広報の実施 「横断歩道 歩行者優先!」「早めのライト点灯」「歩行者 自転車に注意」
○その他	<ul style="list-style-type: none"> ■カーナビゲーション(VICS)による文字情報配信 「広島県夏の交通安全運動実施中 7月11日(日)~20日(火)」日本道路交通情報センターによるラジオ放送

広島県健康福祉局

運動の重点	実施内容
○子供と高齢者の安全な通行の確保	<ul style="list-style-type: none"> ■関係団体（保育所、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会等）に対し、今回の運動の基本の推進項目について周知した。
○高齢運転者の交通事故防止	<ul style="list-style-type: none"> ■関係団体（保育所、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会等）に対し、今回の運動の基本の推進項目について周知した。
○飲酒運転の根絶	<ul style="list-style-type: none"> ■関係団体（保育所、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会等）に対し、今回の運動の基本の推進項目について周知した。
○自転車の安全利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■関係団体（保育所、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会等）に対し、今回の運動の基本の推進項目について周知した。
○その他	

広島県土木建築局道路整備課

運動の重点	実施内容
○子供と高齢者の安全な通行の確保	
○高齢運転者の交通事故防止	
○飲酒運転の根絶	
○自転車の安全利用の推進	
○その他	<ul style="list-style-type: none"> ■道路情報提供装置に「広島県夏の交通安全運動実施中」等を表示し、広報活動を行った。 ■道路パトロールを実施した。

西日本旅客鉄道株式会社 広島支社

運動の重点	実施内容
○子供と高齢者の安全な通行の確保	■車内放送による踏切横断時の注意喚起放送実施
○高齢運転者の交通事故防止	■運転意識を集中させるため、私語の禁止を指導 ■運転者の健康状態について同乗者が管理を行うよう指導 ■あおり運転厳禁の指導 ■社員への安全運転について指導 ■自動車乗務中は、スマートフォンの操作の禁止を徹底
○飲酒運転の根絶	■社員への飲酒運転・二日酔い運転防止について指導
○自転車の安全利用の推進	■社員への自転車運転時の飲酒運転・二日酔い運転防止について指導 ■自転車安全利用五則の周知、徹底指導
○その他	■公衆が線路内に立ち入っていた箇所について、「線路内立入禁止」の注意看板を設置 ■踏切設備の点検整備（810箇所） ■保安設備の点検整備（997箇所）

西日本旅客鉄道株式会社 岡山支社

重点実施項目	実施内容
○子供と高齢者の安全な通行の確保	
○高齢運転者の交通事故防止	
○飲酒運転の根絶	■乗務員に対する点呼時のアルコール検知の実施 ■点呼、朝礼時における再徹底 ■ポスター、掲示物による再周知
○自転車の安全利用の推進	■業務用自転車の保険加入 ■通勤時等自転車使用時の保険加入への社員周知
○その他	■踏切非常ボタン使用の啓発活動 ■業務用自動車事故防止に関する注意喚起による再徹底

西日本高速道路(株)中国支社

運動の重点	実施内容
○子供と高齢者の安全な通行の確保	■夏の全国交通安全運動ポスターの掲示
○高齢運転者の交通事故防止	■夏の全国交通安全運動ポスターの掲示
○飲酒運転の根絶	■夏の全国交通安全運動ポスターの掲示
○自転車の安全利用の推進	■夏の全国交通安全運動ポスターの掲示
○その他	

広島県道路公社

運動の重点	実施内容
○子供と高齢者の安全な通行の確保	
○高齢運転者の交通事故防止	
○飲酒運転の根絶	
○自転車の安全利用の推進	
○その他	■道路表示板に掲載 ■管理事務所及び公社にポスターを掲示

広島高速道路公社

運動の重点	実施内容
○子供と高齢者の安全な通行の確保	
○高齢運転者の交通事故防止	
○飲酒運転の根絶	
○自転車の安全利用の推進	
○その他	■高速道路本線、料金所、入口交差点設置の道路情報板において「交通安全運動実施中」を表示し、広く注意喚起を行った。また、社屋入口、受付等にポスターを掲示、周知を行った。

(公財) 広島県交通安全協会

運動の重点	実施内容
○子供と高齢者の安全な通行の確保	■園児、児童、生徒を対象にした交通安全教室の実施 実実施回数36回 受講人員 2,896人 ■反射材の配布 竹原地区 実施回数 1回 出動人員 11人 ■通学路での交通誘導 実施回数32回 出動人員 391人 ■通学路の安全施設の点検 東広島、三原 実施回数 2回 出動人員 12人 ■「新一年生のための交通安全」リーフレットを配布 広島東 配布枚数 130部
○高齢運転者の交通事故防止	■高齢者を対象にした交通安全教室の実施 実施回数 8回 受講人員 1,293人
○飲酒運転の根絶	■運転者にチラシ等を配布して飲酒運転根絶を呼びかけた 安芸高田支所 1回 出動人員 7人 ■ 飲酒運転根絶チラシの作成配布 尾道 550部
○自転車の安全利用の推進	■自転車の安全な乗り方教室の実施 実施回数 8回 受講人員 366人 ■自転車の無料点検の実施 音戸倉橋、尾道 実施回数 2回 点検台数 467台 点検従事人員 38人 ■自転車マナーアップキャンペーンの実施 広島中央、尾道 実施回数 2回 出動人員 53人
○その他	■広報活動の推進 ①広島県運転免許センター正面に安全運動啓発バナー、幟旗を掲出して免許証更新者等に対して広報活動の実施 ②機関紙「交通ひろしま」を11万部発行し県内の各家庭に回覧し、また「交通ふくやま」9,000部を福山市東部の各家庭に配布 ③7月10日付けの朝日新聞、7月11日付けの中国新聞に掲載 ④ポスター・チラシの作製(ポスターB2版 3,500枚 B3版 1,500枚 チラシ A4版49,500枚) ⑤ホームページ、LINEによる広報 ⑥電光掲示板、懸垂幕、横断幕、幟旗による広報(11支所で実施) ⑦広報車による街頭広報活動 実施回数117回 出動人員 224人 ⑧有線放送を利用して広報 安佐北区白木町内(1日3回の3日間) ■交通安全講習会の実施 ①従業員を対象 7回 参加人員 150人 ②母親を対象 1回 参加人員 20人 ■各種イベントによる啓発活動 ①交通安全運動開始式 佐伯・安佐北・福山東他2支所 実施回数 5回 出動人員 183人 ②交通安全街頭キャンペーン 実施回数32回 出動人員 835人 ③広島港に乘下船する通勤通学者を対象にキャンペーンの実施 広島南、江田島合同 実施回数 1回 出動人員 16人 ■その他 ①軽四トラックによる車両パレード 三原 実施回数 5回 参加台数 53台 ②幼児、園児を対象に交通安全七夕祭り 音戸倉橋 他2 実施回数 3回 参加人員 179人 ③夜間におけるスピードダウン作戦 福山北 実施回数 1回 参加人員 19人 ④二輪車の無料点検 音戸倉橋 実施回数 1回 参加人員 10人 ⑤交通安全ビデオの貸し出し回数 23回 ⑥交通安全体験車ヒコア号の派遣 派遣回数2回 体験者数170人

(一社) 広島県安全運転管理協議会	
運動の重点	実施内容
○子供と高齢者の安全な通行の確保	<ul style="list-style-type: none"> ■各地区協議会における会員事業所に対する運動重点等の通知文を发出 ■安全運転管理者等法定講習における教養、指導(県協議会) ■企業内講習において、子供と高齢者の特性を踏まえた安全走行について指導(県協議会)
○高齢運転者の交通事故防止	<ul style="list-style-type: none"> ■安全運転管理者等法定講習における教養、指導(県協議会)
○飲酒運転の根絶	<ul style="list-style-type: none"> ■「飲酒運転根絶」街頭キャンペーンの実施(尾道) 通学路における飲酒運転根絶を訴え、チラシ、グッズを550枚配布した。 ■飲酒運転根絶の再徹底 千葉県飲酒死亡事故を受けて、県警察からの依頼による周知の徹底
○自転車の安全利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■「自転車マナーアップ」街頭指導(尾道) 自転車通学の中学生・高校生の指導を行い、450台にステッカーを配布 ■通学路における交差点誘導活動の実施(三原) 通学路10箇所において、小・中学生の交通誘導を実施
○その他	<ul style="list-style-type: none"> ■出発式、車両パレードの実施(福山北、因島) ■街頭キャンペーンの実施(竹原、三次、安佐南) ■事業所における交通安全講習会の実施 ■交通安全功労者等の表彰式を開催(三原)

(一社) 広島県指定自動車学校協会	
運動の重点	実施内容
○子供と高齢者の安全な通行の確保	<ul style="list-style-type: none"> ■教習生等に対し、横断歩道で横断しようとする人がいれば必ず停止するよう指導(全28校中10校) ■教習生等に対し、狭路での子供の飛び出し及び夜間での高齢者の道路横断に特に注意するよう指導(1校) ■高齢者講習受講者等に対し、夜間外出時のライト・反射材の活用等指導(19校) ■街頭キャンペーンで、子供・高齢者等弱者の交通安全を呼び掛け(3校) ■児童登校路における児童の交通安全誘導及び交通監視活動の実施(2校) ■警察署と共同した横断歩道対策(広報等)の実施(1校) ■教習生、各種受講者に、チャイルドシート及び後部シートベルトの必要性を指導(2校) ■高齢者講習受講時に、教習コースの横断歩道を使用し、安全確認等についてミニ講習を実施(1校)
○高齢運転者の交通事故防止	<ul style="list-style-type: none"> ■安全運転サポート車の普及及び運転免許証自主返納相談窓口の開設(1校) ■安全運転サポート車の紹介及び運転免許の自主返納制度説明(3校) ■高齢者講習受講者に対するサポカー試乗実施(1校) ■アクセル・ブレーキ踏み違いによる重大交通事故等の紹介及び指導実施(2校) ■高齢者講習受講者に対し、交通安全チラシ、ティッシュ、団扇等を配付(4校)
○飲酒運転の根絶	<ul style="list-style-type: none"> ■出勤時等にアルコール検知器の使用徹底(2校) ■教習生、企業研修生等に対する飲酒運転根絶教養の実施、飲酒体験ゴーグルの活用等(9校) ■卒業生に対し、飲酒運転根絶の葉書を郵送(1校) ■飲酒運転根絶啓発コーナーの設置(3校) ■ロビーでの、飲酒運転ゼロプロジェクト動画の放映(1校)
○自転車の安全利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■警察署と共同による中学校での自転車安全教室の実施(2校) ■教習生に対し自転車事故防止DVDの上映及び指導実施(1校) ■小学校において、自転車の安全講習及び横断報道の安全な渡り方等指導実施(2校) ■自転車での来所者に対し、自転車安全利用のワンポイントアドバイス等の実施(2校) ■企業研修生等に対し、自転車利用時のマナー指導(1校) ■登校中の中学・高校生に対する自転車の通行方法の指導実施(1校) ■高齢者講習受講者に対し、多発する溝への転落防止について、講話の実施(1校) ■加害者になった場合の責任の重大さ、保険加入の必要性について指導実施(2校)
○その他	<ul style="list-style-type: none"> ■交通安全運動中の幟旗、看板等掲示による広報の実施(全28校) ■刑務所における安全運転講話の実施(1校) ■付近道路の清掃活動実施(3校) ■管理者による職員教養の実施(2校) ■地元新聞への交通安全運動期間中との広報実施(1校) ■送迎車の日没前点灯を実施(1校)

広島県二輪車普及安全協会

運動の重点	実施内容
○子供と高齢者の安全な通行の確保	<ul style="list-style-type: none"> ■会員二輪車販売店店頭での交通安全運動の推進 ①横断歩道横断時左右の確認 ②夜間の歩行、自転車使用時は反射材用品等の着用・活用を推進 ■運転者は、子供と高齢者に対し気配り、思いやり運転を心掛け安全運転を実践。
○高齢運転者の交通事故防止	<ul style="list-style-type: none"> ■年齢層等対象となる高齢者の実態に応じた交通安全啓発の促進（身体機能の変化、高齢者の行動特質を説明・認識させる）
○飲酒運転の根絶	<ul style="list-style-type: none"> ■飲酒運転は絶対にしない。 「飲んだら乗らない」「乗るなら飲まない」意識の周知徹底。 ■ハンドルキーパー運動の実践
○自転車の安全利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■二輪車販売店店頭指導 ①自転車安全利用五則の周知徹底 ②自転車の安全性能の確保・安全点検実施（整備不良車・改造車の指摘 復元指導）
○その他	<ul style="list-style-type: none"> ■広島県夏の交通安全運動告知 新聞広告に協賛 7月11日（日）中国新聞掲載 ■傘下会員に周知 ①夏の交通安全運動実施要綱を送付。運動の推進依頼 ②二輪車が関係する交通死亡事故多発注意報発行 ③ライダーに安全運転の指導を依頼

（一社）日本自動車連盟広島支部

運動の重点	実施内容
○子供と高齢者の安全な通行の確保	<ul style="list-style-type: none"> ■地域包括支援センターにて交通安全講習実施。（10名受講）
○高齢運転者の交通事故防止	
○飲酒運転の根絶	
○自転車の安全利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■高等学校にて自転車安全利用に関する座学講習会（1回800名）
○その他	<ul style="list-style-type: none"> ■県内事務所5カ所にポスターの掲示および連盟車両27台に『交通安全運動実施中』のマグネットステッカーを貼付し運動の広報

（公社）広島県バス協会

運動の重点	実施内容
○子供と高齢者の安全な通行の確保	<ul style="list-style-type: none"> ■広報活動の推進 「車内事故防止」の徹底
○高齢運転者の交通事故防止	<ul style="list-style-type: none"> ■広報活動の推進 「車内事故防止」の徹底
○飲酒運転の根絶	<ul style="list-style-type: none"> ■広報活動の推進 飲酒に関する社会の動向を周知 <input type="checkbox"/>
○自転車の安全利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■広報活動の推進 「自動車マナーアップ強化」についてホームページ及び協会紙で周知
○その他	<ul style="list-style-type: none"> ■車内事故防止ポスター・チラシ等の配布

(一社) 広島県タクシー協会

運動の重点	実施内容
○子供と高齢者の安全な通行の確保	■夕暮れ時と夜間の視認性を高めるため、早めの前照灯点灯と原則上向き点灯に努めた。 ■子供や高齢者の特性を理解し、通学路等における子供や高齢者の安全な通行を確保するための交通安全総点検の促進を図った。
○高齢運転者の交通事故防止	■加齢に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響や運転時等危険予測の重要性に関する理解を促すための安全教育の促進 ■高齢運転者標識の使用促進と高齢者マークを表示している自動車に対する保護義務の周知徹底を図った。
○飲酒運転の根絶	■広報啓発活動等を通じ、地域、職場、家庭等における飲酒運転を絶対に許さない環境づくりを推進した。 ■ハンドルキーパー運動と運転者への酒類提供禁の徹底に努めた。 ■事業者による運転者教育、点呼時におけるアルコール検知等の取組みの推進を図った。
○自転車の安全利用の推進	■自転車利用者に対し、自転車は車両であるという認識と基本的なルールの周知による車両運転者としての規範意識の醸成 ■自転車を見かけたときは、危険を予測し自転車の動向に注意し速度を落とすなど思いやり運転の励行に努めた。 ■夜間における前照灯の点灯の徹底並びに夕暮れ時等の早めの点灯及び反射材用品等の活用の促進を図った。
○その他	■全ての座席のシートベルト着用の徹底を図った。 ■過労運転防止のための運行管理の徹底に努めた。 ■各事業者に交通安全旗・ポスター・懸垂幕を掲出し、車両に交通安全運動実施中のステッカーを添付して本運動の趣旨の徹底を図った。

広島県個人タクシー協会

運動の重点	実施内容
○子供と高齢者の安全な通行の確保	■広報及びポスターの掲示等により、子供や高齢者など歩行者の安全確保の徹底と交通ルールの遵守及び交通マナーの向上を事業者団体を通じ事業者に呼び掛けた。
○高齢運転者の交通事故防止	■広報及びポスターの掲示等により、高齢者の安全運転の徹底と交通ルールの遵守及び交通マナーの向上を事業者団体を通じ事業者に呼び掛けた。
○飲酒運転の根絶	■広報及びポスターの掲示等により、飲酒運転の悪質性・危険性を訴えるとともにアルコール検知器の点検及び適正な使用と記録について、事業者団体を通じ事業者に指導した。
○自転車の安全利用の推進	■広報及びポスターの掲示等により、自転車利用者に対する注意及び保護意識の徹底を事業者団体を通じ事業者に呼び掛けた。
○その他	■自動車点検基準に基づく日常点検整備及び定期点検整備の励行について事業者団体を通じ事業者に指導した。

(公社) 広島県トラック協会	
運動の重点	実施内容
○子供と高齢者の安全な通行の確保	<ul style="list-style-type: none"> ■各事業所ドライバーに対し、道路環境に応じた運転の実践と子供及び高齢歩行者・高齢運転者を意識した運転の励行を呼び掛けた。 ■夜間、狭路、交差点を走行する際の安全確認の徹底を含めた交通事故防止の指導を要請した。 ■県警と共同によりリーフレット5,000枚を作成・配布し、子供と高齢者の交通事故防止を図るとともに、ラジオ・新聞等の広報媒体を活用した交通事故防止対策を実施した。
○高齢運転者の交通事故防止	<ul style="list-style-type: none"> ■各事業所ドライバーに対し、道路環境に応じた運転の実践と子供及び高齢歩行者・高齢運転者を意識した運転の励行を呼び掛けた。 ■夜間、狭路、交差点を走行する際の安全確認の徹底を含めた交通事故防止の指導を要請した。 ■県警と共同によりリーフレット5,000枚を作成・配布し、子供と高齢者の交通事故防止を図るとともに、ラジオ・新聞等の広報媒体を活用した交通事故防止対策を実施した。
○飲酒運転の根絶	<ul style="list-style-type: none"> ■貨物運送事業所に対する適正化指導員による定期巡回指導の際、飲酒事故事例を掲げての指導を実施した。 ■各事業所において「飲酒運転を許さない」環境づくりを促進し、飲酒運転根絶の気運を醸成するよう要請した。 ■各事業所の運行管理者等によるドライバーの平素の飲酒状況把握と点呼時の確実なアルコールチェックを要請した。
○自転車の安全利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■業界における各種会合等の機会を捉え、事業所社員及びその家族の自転車利用者に対し、自転車の法的な位置付け、基本的なルール及びそのルール違反者に対する受講命令制度の内容を周知し安全利用の促進を図った。
○その他	<ul style="list-style-type: none"> ■協会機関誌「ひろしまトラック広報」による会員事業所への広報活動を実施した。 ■7/11、中国新聞朝刊に「広島県夏の交通安全運動」の連合広告を掲載し、交通安全運動の周知を実施した。 ■7/10の「高齢者の交通安全の日」における安全広報(RCCラジオ)及び、7/20の「飲酒運転根絶の日」の安全広報(RCCラジオ)、7/1～7/20までの間、「広島県夏の交通安全運動」の交通安全告知(RCCラジオ)を実施した。 ■各支部において「交通安全幟旗」を掲出し、交通安全啓発活動を実施するとともに、支部会員事業所に「広島県夏の交通安全運動啓発チラシ」をFAX送信し、安全運動実施を周知した。 <ul style="list-style-type: none"> ■街頭キャンペーン等の実施状況 ・7/12マツダスタジアム前交差点において実施(広島支部) ・7/14ザ・ビッグ宮内店前において実施(西広島支部) ・7/15呉市梅木町R31号において実施(呉支部) ・7/16広島市立可部小学校に横断旗70本を贈呈(広島北支部)

(公財) 広島県老人クラブ連合会	
運動の重点	実施内容
○子供と高齢者の安全な通行の確保	
○高齢運転者の交通事故防止	
○飲酒運転の根絶	
○自転車の安全利用の推進	
○その他	<ul style="list-style-type: none"> ■「広島県夏の交通安全運動」の趣旨や内容について当連合会のホームページに掲載し、広く周知を図った。なお、県警交通安全企画課から提供される交通安全に関する啓発情報についても、その都度掲載し周知に努めている。

自動車安全運転センター広島県事務所

運動の重点	実施内容
○子供と高齢者の安全な通行の確保	<p>■来訪者，優良運転講習受講者へ周知 運転免許センター来訪者や優良運転講習受講者に対して，交通安全運動実施及び交通事故防止を呼びかけた。</p> <p>■ポスター・チラシの掲示及び配布 事務所窓口，1階スピード写真コーナー（勸奨業務申請コーナー）にポスター・チラシを掲出及び配布して交通安全運動の周知徹底に努めた。</p> <p>■職員に本運動実施を周知徹底し，社用車・マイカーによる歩行者優先などの安全運動や交通ルールの遵守を実践した。</p>
○高齢運転者の交通事故防止	<p>■来訪者，優良運転講習受講者へ周知 運転免許センター来訪者や優良運転講習受講者に対して，交通安全運動実施及び交通事故防止を呼びかけた。</p> <p>■ポスター・チラシの掲示及び配布 事務所窓口，1階スピード写真コーナー（勸奨業務申請コーナー）にポスター・チラシを掲出及び配布して交通安全運動の周知徹底に努めた。</p> <p>■職員に本運動実施を周知徹底し，社用車・マイカーによる歩行者優先などの安全運動や交通ルールの遵守を実践した。</p>
○飲酒運転の根絶	<p>■来訪者，優良運転講習受講者へ周知 運転免許センター来訪者や優良運転講習受講者に対して，交通安全運動実施及び交通事故防止を呼びかけた。</p> <p>■ポスター・チラシの掲示及び配布 事務所窓口，1階スピード写真コーナー（勸奨業務申請コーナー）にポスター・チラシを掲出及び配布して交通安全運動の周知徹底に努めた。</p> <p>■職員に本運動実施を周知徹底し，社用車・マイカーによる歩行者優先などの安全運動や交通ルールの遵守を実践した。</p>
○自転車の安全利用の推進	<p>■来訪者，優良運転講習受講者へ周知 運転免許センター来訪者や優良運転講習受講者に対して，交通安全運動実施及び交通事故防止を呼びかけた。</p> <p>■ポスター・チラシの掲示及び配布 事務所窓口，1階スピード写真コーナー（勸奨業務申請コーナー）にポスター・チラシを掲出及び配布して交通安全運動の周知徹底に努めた。</p> <p>■職員に本運動実施を周知徹底し，社用車・マイカーによる歩行者優先などの安全運動や交通ルールの遵守を実践した。</p>
○その他	<p>■運動期間中，優良事業所表彰を関係警察署や該当事業所において実施し，交通安全機運の醸成を高めた。</p>